

平成22年第3回教育委員会定例会

開会年月日 平成22年2月12日(金)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 外松和子
同 委員 青木真佐枝
同 委員 内藤幸子
同 委員 天沼英雄
同 教育長 園部俊介

議 題

1 議案

- (1) 議案第12号 平成22年度区立スポーツ施設の臨時休館について
- (2) 議案第13号 平成22年度区立図書館特別館内整理日について

2 陳情

- (1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

3 協議

- (1) 平成21年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続協議〕
- (2) これからの生涯学習のあり方について

4 報告

- (1) 教育長報告
 - 統合準備会の協議経過について
 - 平成22年度学校給食費について
 - 平成21年度練馬区学力調査研究委員会の研究報告について
 - (仮称)学校教育支援センターの整備について
 - 練馬区子ども読書活動推進会議(第4期)の設置について
 - その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 12時10分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長（生涯学習部長兼務）	河 口 浩
庶務課長事務取扱学校教育部参事	高 橋 廣
学務課長事務取扱学校教育部参事	浅 野 明 久
学校教育部施設課長	金 崎 耕 二
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	原 田 承 彦
同 総合教育センター所長	佐古田 充 宏
生涯学習部生涯学習課長	白 井 弘
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	伊 藤 安 人

傍聴者 10 名

委員長

ただいまより、平成 22 年第 3 回教育委員会定例会を開催する。
本日は、傍聴の方が 9 名お見えになっている。

教育長

案件に入る前に、郡生涯学習部長が病気療養中であるため、2 月 1 日付けで河口浩学校教育部長が生涯学習部長兼務になったことをご報告させていただく。

委員長

河口学校教育部長におかれては、生涯学習部長も兼務するということである。ご多忙になられると思うが、どうぞよろしく願います。

それでは、案件にそって進めさせていただく。

本日の案件は、議案 2 件、陳情 1 件、協議 2 件、教育長報告 6 件である。

(1) 議案第 12 号 平成 22 年度区立スポーツ施設の臨時休館について

委員長

それでは初めに、議案第 12 号 平成 22 年度区立スポーツ施設の臨時休館についてである。この議案について説明をお願いする。

スポーツ振興課長

資料の説明（説明要旨）各区立スポーツ施設の保守点検等を行うため、平成 22 年度における各区立スポーツ施設の臨時休館日を設定することを説明

委員長

各委員のご質問、ご意見をお聞きしたいと思う。

天沼委員

特になし。

委員長

利用者のことを考えて、臨時休館日が重ならないように計画されているということである。「承認」ということでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第12号は「承認」とする。

(2) 議案第13号 平成22年度区立図書館特別館内整理日について

委員長

続いて、議案第13号 平成22年度区立図書館特別館内整理日についてである。この議案について説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料の説明(説明要旨)各区立図書館の館内整理等を行うため、平成22年度における各区立図書館の特別館内整理日を設定することを説明

委員長

ご意見、ご質問はあるか。

天沼委員

光が丘図書館の特別館内整理期間は、設定期間の原則1から3までにはあてはまらない金曜日から木曜日までの設定になっているが、なぜか。

光が丘図書館長

光が丘図書館については、図書数が他の図書館と比べて多いため、原則を多少修正して設定させていただいているところである。

委員長

ほかにはいかがか。

ただいま図書館長から説明があったように、利用者、学校の活用等を考えて、重複を避けて休館期間が設定されている。したがって、この案件についても「承認」ということでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第13号は「承認」とする。

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

つぎに、陳情である。陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。

この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら審査を進めることにしているが、事務局より報告等はあるか。

生涯学習課長

外環道の整備について若干の動きがあったので、口頭で報告させていただく。

2月3日から国土交通省が予定区の地質調査を開始している。2月1日号の東京都広報の1面にも大きく載っていたが、事業の実施段階に入ったということである。

調査の内容であるが、予定区16キロのうち約50カ所でボーリング調査を行った。そのうち、練馬区内の予定としては12カ所である。八の釜の森の調査については、当委員会でも報告したが、昨年度の末に既に行われていて、最終的に今回のボーリング調査を含めての報告をまとめると聞いている。ただし、それがいつになるかはまだわからない。

報告は以上である。

委員長

ただいま、地質調査が開始されたことの報告があったが、何かご意見、ご質問等はあるか。

天沼委員

前々回提出された東京外かく環状国道事務所の資料を見たところ、地質以外にも、騒音や振動、日照などについて、道路の建設に伴い、問題が起きてくるのではないかと思うが、それらの調査は行われているのか。地質調査のみとなるのか。

生涯学習部長

今年度、当初は、国の補正予算で、多額の経費が予算化されていたのだが、政権交代の関係から、地質調査費のみが今年度計上されたという状況である。今回の話としてはボーリング地質調査と聞いている。

委員長

ほかにご意見がないようであるので、本日は「継続」とし、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守っていきたいと思う。

協議(1) 平成21年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続協議〕

委員長

協議案件に入る。協議の(1)、平成21年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。

この協議案件については、本日で3回目の協議となる。

前回の協議においては、点検・評価表の事務局案について5項目ずつ意見をお聞きし、項目の15番までを終えている。

本日は、残りの項目について、各委員のご意見をお聞きし、教育委員会としての点検・評価表をまとめてまいりたいと思う。

それでは、前回からの続きで、項目の16番から20番までについてご意見をお聞きする。いかがか。

天沼委員

私が以前構成員であった居場所づくり関係の協議会で、練馬区では「居場所」の「居」を「要」と書き、それを「行き場所」と解釈するというような内容の答申を出したと思うが、項目の16番が、それにかかわる項目であると思う。私は、要場所づくり事業について、週休2日制の実施から年月が経過しているため、再度検討する必要があるということの特記事項に書いたのだが、それはどこにあたるのであろうか。子供たちの放課後の居場所は、保護者の仕事その他の都合で必要性があるのではないかと考えるため、そのことについて触れておく必要があるのではないか。

委員長

天沼委員がおっしゃる放課後の居場所というのは、区では小学生に対してはひろば事業が実施されているが、対象は誰であるか。

天沼委員

中学生である。

部活に所属している生徒は問題ないが、部活をしていない生徒が、どのように放課後を過ごしているかということは、今問題になっているのではないかと思うし、気になるところである。

教育長

今、天沼委員がおっしゃったのは、練馬区地域教育力・体験活動推進協議会で検討したことである。「要場所」は造語で、「必要」の「要」の場所づくりという意味である。小学生より上の中学生、高校生を含めた青少年を対象に、例えば、杉並区で実施してい

るような児童館での居場所づくりが必要であろうということである。練馬区の場合には、なかよし児童館と中村児童館で行われている。天沼委員がおっしゃったように、部活などをせず時間を過ごすところがないような子供に対してどうするかということである。

練馬区の場合には、青少年に関することは教育委員会と区長部局の青少年課で担っている。平成4年までは青少年委員は、教育委員会で行っていたが、青少年課が区長部局に移った関係で、教育委員会では青少年の関係が薄まってしまっているところがある。おっしゃる要場所づくりについては、協議会から答申をいただき、その内容の実現に向けて事業を行っているのであるから、触れておいた方がよいのではないか。

委員長

今、お話しいただいているように、中学生たちをどのように地域で育てていくかということは非常に大切な課題でもあるので、これまでいただいた色々な意見を生かして、具体的な対応などを再度検討していく必要があると思う。

天沼委員

それからもう一点ある。わかものスタート支援事業を練馬区で実施していると思うが、項目の16にこの事業は該当するのか。

生涯学習課長

子供の居場所づくりという意味で、まず1つは、14番に入っている学校応援団の推進事業の中で小学生については居場所づくりを進めている。学童クラブとの連携を図りながら、小学生の居場所づくりをこの事業で図っていくというものである。

もう1つは、16番の子供家庭教育推進事業の中で、遊遊スクールという事業がある。遊遊スクールは、放課後や休日における子供たちの居場所の確保を1つの大きな目的とした事業である。中学生についても、中学生自らが企画するようなこともこの事業の中で行っている。

わかものスタート支援事業についてである。平成20年度から、青少年を対象とした生涯学習事業の中の1つの事業としてスタートし、青少年のための各種講座事業を春日町青少年館等で行っているものである。

天沼委員

区報を見ていると、それに近いようなものがいろいろなところで行われているような気がする。就職支援や技能を身につけさせるような事業が行われていると思うが、それがどこに入っているのかが見えなかったので、質問をした。

生涯学習課長

この16番の青少年のための各種講座等事業の中に、わかものスタート支援事業が入っている。わかものスタート支援事業というのもこの項目の中の1つの事業であるので、事務事業の効果として多くの内容を出すことも可能であるが、この項目では青少年を対象とした事業を一括りにしている。

委員長

ほかにはいかがか。

17番の特記事項に少年自然の家のあり方を検討する必要があるとあり、20番の特記事項にも、同じ表記がされている。どのような要因があり少年自然の家のあり方を検討する必要があるのかを伺いたい。

生涯学習課長

2つの項目で出てくるが、内容的なことと施設管理で、2つに分けて評価した。現在、少年自然の家は、4カ所5施設あるが、下田少年自然の家、岩井少年自然の家を中心に、利用率が全体的に下がっているという傾向にある。特に夏場を中心に使う岩井、下田の両施設については、秋、冬にかけて利用率が低いということから、少年自然の家のあり方として、効率的な運営をどのように行っていくかなどが課題であると認識している。

教育長

少年自然の家は、以前から小学校5、6年の移動教室などで利用している。少年自然の家がないころは、日光で旅館を借りたり、岩井で民宿を借りたりしていたが、自前で施設を設置していくということで、まず昭和45年に下田少年自然の家を設置した。その後、昭和55年に武石少年自然の家、昭和60年に岩井少年自然の家を設置した。軽井沢少年自然の家は昭和40年に設置したが、平成2年につくりかえた。その後、社会教育的な施設としても位置づけてきた。

現在は、社会教育団体、生涯学習団体以外にも、旅館業法の許可を得て、一般区民の方にも利用していただいている。ただし、岩井少年自然の家だけは地元との関係で、児童・生徒、生涯学習団体以外の一般区民は使用できない。4つの施設の中で、武石少年自然の家には本館の他に新館を平成7年に設置した。そのため、4カ所5施設といっている。

運営費にかなり費用がかかっていることや他区や国でも自前の施設を手放している状況もあり、果たして自前の施設を持つ必要があるのだろうかということから、もう少し違った使い方ができないかを検討する必要性があるということである。現在、武石と軽井沢の少年自然の家には指定管理者が入っており、そのほかの施設は業務委託で運営しているため、区の職員はいない状況である。

委員長の両方の項目に同じ内容の記載があるということについてであるが、17番ではなく20番の施設の管理等に入る内容ではないだろうか。

委員長

ただいま教育長より、少年自然の家について、設立までの経緯、現状、課題等をご説明いただいた。これから検討していかなければならないということである。

教育長

特に下田少年自然の家は、内藤委員は行かれたことがあると思うが、蚕棚で8畳ぐら

いの部屋が8つあるだけである。

天沼委員

私は家族で下田少年自然の家も岩井少年自然の家もどちらも泊まったことがある。家族で行く場合は、安くて非常にありがたい。

委員長

運営するのにコストがかかるのだろう。ただ、もし移動教室を民間の施設を使用して行うとなると、かなり費用がかかるということにもなる。

教育長

下田少年自然の家は老朽化しているので特に考えなければならない。他の施設の稼働率はそれなりにある。ただ、臨海学校を実施する以上、岩井少年自然の家だけにするわけにはいかないため、そのままの状況である。

内藤委員

学校にいた立場としては、区の施設が充実しているということは、大変すばらしいことだと思う。他の市町村では、教員が宿泊施設の手配をするなど事務的な業務が大変多いが、練馬区ではいろいろな面で公費負担してもらっており、充実していると感じた。

少年自然の家について、林間学校についての事務事業のところで、部活以外にももう少し利用の向上を図るという目標を掲げてあった。クラブ活動以外で学校の先生が通常の授業のときに宿泊を兼ねて、遠くへ行くのであるから、宿泊を伴う施設ということになり、授業で利用することは現実ではあり得ないと考えるので、目標に掲げられていたことが違うのではないかということ、私は特記欄に書いた。

いろいろなところで、少年自然の家の稼働率があまりよくないということを伺ったりするので、全体的な見直しをしていくことがよいのではないかと思う。

委員長

もし民間施設で実施するとなれば、現在のような三泊四日という日程は、費用の点でほとんど不可能に近いのではないか。私も他の市町村での経験があるが、一泊二日だけでも保護者の負担は2万円ぐらいであった。練馬区では、5,000円以内で三泊四日の長期にわたり、子供たちが集団教育を受けることができるので、練馬区は教育に対して手当が厚いと思っていた。

内藤委員

部活で利用するところが少ないと言っても、施設がなくなってしまうと、どの施設を利用するかという問題もあるので、参加率が少なくても大事な事業だと思った。あと、地域のスポーツ団体が、もっと利用がしやすいようなサービスをしていくなど活用しやすいようになっていくとよいと思った。

また、夏休みなど限定された期間では、希望が集中して抽選で漏れることも多いとい

うことなので、費用などの待遇の面だけではないと考える。

委員長

いろいろな意見が出たので、ぜひ参考にさせていただければと思う。16番から20番までの項目で他にはいかがか。

内藤委員

19番の特記事項で、「区全体の類似事業との調整をする必要がある」とあり、17番の特記事項にも、「区全体の生涯学習事業との調整が必要である」とある。それから、有識者の意見の中にも、関連事業について意見がある。私も、通して見ると、目的と対象が同じなのに事業が違うところで行われているものがいくつかあるという印象を受けた。それに向けては、今、区長部局と教育委員会で、事業の分類も含めて組織の見直しが図られているということなので、このような課題も解消されていくのではないかと期待している。

教育長

この後の協議の(2)これからの生涯学習のあり方についてで、その辺の事例を整理している。内藤委員のおっしゃるとおりである。

委員長

他にはいかがか。

天沼委員

19番の芸術に関する事業では、学校参加を一部教育課程に含めるような扱いも可能なものがあるのではないかなと思うが、いかがか。区民を対象として行われているような文化活動に対する学校参加、団体参加ということで位置づけていくということも、学社融合などという言葉もあるが、あるのではないかなと思うが。

委員長

ただいま天沼委員から新しい視点のお話があった。

天沼委員

地域の文化祭という区民のイベントに学校が参加していくような形もあるだろうし、学校の文化祭に地域の方が支援を行うといったこともあり得る。現実に関する授業というのはかなり広がりがあるのではないかなと思う。

教育長

学校も音楽鑑賞など様々な活動を行っている。それは、授業として行っているため、この点検・評価には出てこない。この評価はあくまでも生涯学習がメインなのである。その辺が、項目の分け方により結びついてない。今おっしゃったように、学校の行事や

文化祭にも、地域の芸術家や保護者の方々が来たりしている例はたくさんあるのだが、この事業とは直接結びつかない。

生涯学習課長

19番の教育普及事業は、美術館で実施している事業であるが、学校に出前をしているいる教えたりするなど、子供のためのワークショップや一般向けの実技講座も含めて、学校との連携はかなりできているという状況である。それ以外にも、美術館を使って、小学校の連合図工展や中学校の生徒作品展を教育委員会と共催で行う形であるため、美術館についてはいくつかこの事業の中で出てくる。

教育長

美術館では結構教育普及事業を行っているが、参加する学校は少ないようである。

委員長

もう少し参加していただきたいところである。美術館で積極的に、ワークショップなどを企画しているのは周知のとおりである。

教育長

美術館から学芸員が中学校で出前授業を行うこともあるなど、美術館と学校との結びつきは結構ある。

委員長

20番まではよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、残りの21番から25番までに入りたいと思う。いかがか。

教育長

22番の特記事項の「見るスポーツ、応援するスポーツにも力を入れていく必要がある」ということは、どの事業に当たるのか。

天沼委員

例えば学校に実業団からバレーボール部などを招いて実技を見るということや、そういったチームの見学をさせてもらう、あるいは東京都体育館に行って実際に選手たちの試合を観戦するなど、見ることを通してスポーツに参加するということである。スポーツ大会などの運営にボランティアとしてかかわっていくなど、実際自分は試合をしないが、一緒になって大会などを支えていったり、本物を見たりして学ぶということはある

と思う。

委員長

今の天沼委員のご説明のように、本物に触れることは非常に大切な教育の視点だと思う。また、ボランティアとして参加することで、そのスポーツのことをより一層深くわかることができるということにもなる。

青木委員

この22番の区民体育大会の実施事務について、なかなか参加者が増えないということであるが、大会の競技種目にスポーツ教室を連動させていくような形で、スポーツ人口を増やすとともに、大会参加を目標とするようなスポーツ教室があってもよいと思った。

また、イベントにはとても参加者が多く盛り上がっている旨の記載がある。今の若い親子は、どちらかという親が楽しむような参加形態が増えていると思うが、そのような人たちを、スタッフに育成できるような工夫ができると、運営のほうにも盛り上がりができるのではないかと思う。

天沼委員

ボランティアの機会を設けてみたらどうか。あまりスポーツはやりたくないが、見ていっうちに少しずつ関心が高まってやってみようかという気持ちになってくることもあるかもしれない。学校で、区民大会のボランティアを紹介すれば、関心は持ってもらえるのではないかと思う。

教育長

今の話は、21番の総合型地域スポーツクラブ、いわゆるSSCにかかわることである。SSCは、ヨーロッパのスポーツクラブを目指し、区立体育館7か所全てに設置した。会員に会費を払ってもらい運営しており、その運営費は増えつつある。SSC豊玉・中村以外のSSCはNPO法人の資格を取得している。SSCが広がれば、家族で参加する人たちも増えてくると思う。

天沼委員

ヨーロッパのクラブチームを目指すということはすばらしいことである。

教育長

平成12年からスタートした。文部科学省がSSCの考え方を出したときには、既に練馬区では似たようなことを行っており、23区の中では一番早く取り入れた。それぞれのSSCでは、いろいろな事業を実施している。

ただ、21番の指導者育成事業について、体育指導員の希望者が減ってきていることが課題になっている。

天沼委員

現在、大学などで指導員の資格が取れるようになってきている。

教育長

体育指導員は、地域スポーツのためにかなりの時間を費やし、自分で楽しむ以上に他の人を楽しませ、スポーツに親しんでもらうということを目的として活動するため、よほど経済的な面でもその他の面でもゆとりがないと、難しいところがある。青少年に関する仕事をなさっている地域の方を見ると本当に頭が下がる思いである。

委員長

22番の項目について、先ほど青木委員からお話があったように、区民体育大会の参加者が少なくなっているということであれば、スポーツを日常的に楽しんでいる団体の人たちが、区民大会に向けて参加できるような流れをつくってほしいと思う。それは今後検討していただくことに値することであると思う。いろいろな方たちがかわって大会を実施しているので、できる限り多くの方に、参加していただきたいと思う。

教育長

練馬区のスポーツ団体では、体育協会とレクリエーション協会がある。レクリエーション協会は、ニュースポーツ関係が多い団体である。これまでの経験から、1つのスポーツが根づくまでには非常に時間がかかると感じる。例えばターゲットバードゴルフというスポーツは、今から15～16年前に、私が生涯学習部長であったときにスタートしたが、会員数を1,000人以上にするのは大変である。現在も会員数は、確か200人か300人ぐらいであったと思う。昔からあるスポーツである野球、サッカー、剣道、柔道など体育協会に所属している団体は34団体あるが、それ以外にもスポーツ団体はたくさんある。

スポーツ振興課長

区民体育大会の参加者についてであるが、現在、区民体育大会の申込み方法は、区民体育大会の実施、運営等を体育協会に委託しているため、テニスやバレーボールなど競技ごとの主管団体の窓口で申込書を出すという形をとっている。その申込み方法については、例えばインターネットで申込書をダウンロードして申込みをする方法などにより、参加者の増加につなげていきたいと考えている。

委員長

ほかにはいかがか。

天沼委員

指導員が不足しているということについて、大変頭を悩ませるところだと思うが、退職された先生方の中にコーチ経験のある方や、あるいは公立学校だけではなく私立学校などで専門にされていた方に、声をかけ、候補として考えていただいてもよいと思う。

教育長

20年以上前は、中学校の体育の先生で体育指導員の方が結構いらしかった。しかし、いつのころからから、日常業務で忙しくなったこともあり、そういった方はいなくなってしまった。部活の顧問の先生のあり方が金銭面で問題になったときに、先生に生涯学習の面の役割を担っていただくことも検討したこともある。

子供に対して教えるという意味では、部活で教えるということと、地域で教えていることは同じである。ただ、場所が学校であると、教育の一貫として行うということの違いだけであると思う。天沼委員がおっしゃったように、練馬区には教員のOBの方がたくさんいらっしゃるの、指導者になっていただけるように働きかける必要がある。

24番のブックスタート事業の総合評価がBである。これはご案内のとおり、保健所で4カ月健診のときに全員に絵本を渡していたのであるが、保健所のほうの都合でそれができなくなったために、全員がもらうことができなくなったということが原因である。

学校図書館については、南田中図書館を設置したときに、学校支援事業を取り入れた。その事業を行っている学校では、支援の方が入るため、年中学校図書館を開けることができるのである。そういった方がいない学校では、図書館を閉めている時間がある。学校支援が非常に重要であるということは認識している。

天沼委員

学校図書館には、地域の方が常駐しているというわけではないのか。

教育長

常駐はしていない。

天沼委員

その方の都合などがあり、いつも開けるというわけにはいかないために、子供が行ったら閉まっていたという話も聞くが、そういうことが起こる可能性がある。

教育指導課長

図書館管理員を業務委託で実施している学校もある。常に人がいるので、児童の来館数が増え、小中が合同で図書館を使っている地域もある。13館14校については、図書館管理員という形でほぼ常駐して、図書の整理、貸出業務を担当に代わり行っている。常時開いているため、子供の利用率が上がり、成果が上がっているところである。

教育長

今の14校には、南田中図書館の学校支援関係も入っているのか。

教育指導課長

入っていない。

教育長

南田中図書館の学校支援事業を実施している6校を含めると、20校ということである。

内藤委員

学校図書館について、学校ごとに保護者やOBの方々にボランティアを募り、学校図書館を支援する会などを設立し、授業のときに読み聞かせをしたり、夏休み中の開館の準備をしたり、図書の整理をするなど、教育的な指導とは別に、各学校でかなり努力して読書活動を活発にするために、保護者や地域の方にご協力をいただいているという現状はたくさんあると思う。ボランティアの方には、いろいろな支援をしていただいて大きな力になっていただいている。またそれは望ましい方向である。保護者などがボランティア活動を通じて子供と直接触れてもらうことにより、ふだんの子供の姿を見ることができ、学校のことよく理解していただけるというようなメリットもあると思う。

24番の学校等支援事業の総合評価がBとなっているが、これは学校等教職員対象の読書指導講習会の実施という事業であるために、参加人数が、目標の40人に対して26人と非常に少ないという印象を受けた。様々な業務をたくさん抱えている教員が参加するというのは、難しい面もあるため、学校で実施し、教職員だけではなく、今言った地域の人や、保護者などのボランティアの方々も一緒に参加していただいてもよいのではないか。教職員と限定しなくてもよいのではないかと思った。

この事務局案には出ていないが、私が特記事項に、小中学校の教育会では、読書活動について非常に熱心に研究していることもあり、そういった団体と連携を図れば、より広く募ることができると思う。学校の中の独自の活動というより、もう少し踏み込んで行った方が、目的により沿った活動になっていくのではないかと思った。

光が丘図書館長

学校等支援事業についてご指摘をいただいた。現在までの図書館の取組としては、教職員の方々、あるいは児童関係者を対象に講習会を年1回開催してきた。12館ある図書館では、地域ごとに、小中学校の教職員との連絡会を開催している。その中で講習会を、今後どのような形で実施していくかということも議題とし、今ご指摘があったボランティアの方、PTA関係の方などにどのようにしてご協力をいただいで幅広く進めていくかを研究していきたい。

教育長

現在、教育研究会は、確か、小学校は教育会、中学校は教育研究会という名称である。特記事項には教育研究会という記載しかない。そこに教育会も入れて連携を図るということであるか。

内藤委員

両方とも入ることになると思う。

教育長

中学校は教育研究会、小学校は教育会であるので、この記載の仕方であると中学校の研究会だけと連携を図ると読めてしまうのではないか。

内藤委員

教職員の研究団体と連携を図っていくということである。

学校の現場では、図書館担当は、授業を持っている先生が担っていることから、図書館の司書ではないのである。司書教員として兼務になっている。授業を持ちながら、図書館の運営にかかわることは、個人の資質や興味・関心に負う部分が非常に多いと思うので、先ほどの図書管理員を、ボランティアとともに組織として置くことが、安定的な読書活動の推進のために必要な環境整備の1つであると思う。

天沼委員

学校では、図書館に理解のある方が担当されているのだろうと思うが、兼務となると、図書の破損の修理など様々な事態に手が回らないことが当然起こるため、ボランティアの方に対して、研修などで具体的な対応方法を学んでいただくことも必要だと思う。ただ貸出業務だけを行うわけではないため、その辺のところも考えていただければと思う。

委員長

子供の読書に関しては、どこの地域も、地域の方々が熱心に学校に携わってくださっている。常駐の職員がいない学校に関しては、地域の方が図書館にいて、子供たちに対応していただくなど、地域の方の支援により学校図書館の読書活動が支えられているのが現状であると思う。建設的な意見がたくさん出たので、次年度では、よりよい方向に進めていただきたいと思う。

青木委員

この24番の項目は、図書館の各種サービスに関する事業の評価ということである。今の議論から、図書館が学校支援を行いたくても、学校側は教員が忙しくてできないということであった。そこで縦割りの弊害が出てしまうと進まなくなってしまうと思う。来年度以降は、1つの事業に対して、別の項目からも評価するなどの柔軟な評価の方法もあるのではないかと思う。

教育長

今の話の中では、図書館管理員と、南田中図書館の学校支援事業が出てきた。中身が少し違うところはあるが、学校図書館を対象にしているのは同じであるのに、教育委員会の中で2つに分かれている。その辺はしっかりと整合してほしい。

委員長

そのような連携が非常に大切だと思う。

それでは、25項目まで確認をした。全体を通して意見があればお伺いしたいが、も

うよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、本日と前回の協議において、各委員からいただいたご意見を踏まえて、改めて事務局でまとめていただきたい。

続いて、本日、事務局より新たな資料が提出されているので、説明をお願いする。

庶務課長

資料の説明（説明要旨）点検・評価における有識者の3名から提出された意見の概要について説明

委員長

今後は、この点検・評価に関する有識者からの意見、助言等を踏まえて、点検・評価の報告書を作成していくということになる。

そこで、その報告書を作成するに当たり、報告書の構成、内容などについて、本日はご意見を伺いたいと思う。昨年度の報告書の30、31ページの点検・評価の実施結果と今後の方向性を参考にさせていただきたい。

庶務課長

昨年度は点検・評価の実施結果と今後の方向性、あるいは有識者からの主な意見とそれに関する考え方をまとめた。2回にわたり協議をいただいた中で、各事業に対する各委員からいただいたご意見等を踏まえて、この辺を事務局として整理して、次回に提出し、ご議論いただければと考えている。

教育長

3名の有識者から、学校や子供たちの状況はどうなっているかということ、もう少し明確にできないかという意見を共通していただいている。それには、学校1校ずつの状況、例えば学力向上では、ある学校の点数を何点上げればよいかなどが必要となってくるであろう。しかし、そういったことを評価の対象にすることはできないと思う。

また、そういうことをやっていくと、学校にレッテルを貼ることになってしまう。あくまでも区内小中学校の103校は区側からは公平に見なければならぬ。学校ごとの不登校などの一つ一つ細かいことについては、限界があると思うし、個人の問題にもつながってくると思う。その辺がどこまで出せるか。本当に知りたいところはそういうところではないかと思うが。私立とは違い、すべての子供を一緒に見なければいけないのが公立学校の義務でもあるので、ご指摘を受けたことをどのようにまとめていくかということがある。

内藤委員

今のお話のようなこともとても大事なことであるが、区民に対し数値化したもののみ公表するとなると、数値になったものしか見られないため、非常に危険をはらむこともある。教育は数値ではかりしれない部分もたくさんあると思う。かといって、数値でははからずに一般的な意見を言うだけで本当の評価となるのかということはある。

現在、練馬の学校でも、学校公開を実施しているため、以前に比べ学校の生の姿が見られる状況になっている。紙面で報告されたことを見るよりは、学校で、実際に子供や先生の姿を見るということは非常に有意義なことではないかと思う。学校公開以外に、普通の授業等でも研究会等も行っており、先生たちも学力向上のために努力している。

また、評議員制度を取り入れている学校もあるし、各学校では学校評価を実施している。そのような制度も含め、各学校がどのように考え、これからどうしていこうという姿を見ることが実態を知るうえで一番である。教育委員会が共通の尺度ではかることは、一部しかできないと思うし、そのような部分だけを公開していくということは、果たして可能なのであろうか。私は、なかなか思い浮かばない状況である。

教育長

生活指導面でほとんど手がかかることなく学力を中心に指導できる学校とそうでない学校がある。後者の学校では、授業だけに取り組めないような状況もある。両者を比べていくと教員に差があるのではないかとこのところまで行き着く可能性がある。そこまで把握する必要があるのかもしれないが、そうすると個々の事例まで入っていつてしまうことになる。

また、教育委員会としては、どこの学校に何人入ったから、その学校はいいとか悪いとかの判断はできないのである。

不登校について、その原因が学校にあるのか家庭にあるのかは一概には言えない。不登校の子供が多い学校には、それ以外の子供に手が回らなくなる可能性があるため、教育委員会として学力向上支援講師をつけるなどの支援をしていくが、その支援を行っている学校の学力が低いというわけではないのである。

天沼委員

したがって、私たち教育委員会ができるのは、どれだけ現場の支援ができていくかというところまでなのである。現場でうまくいっているかどうかということはあるが、そこまで踏み込めないというところがあるのではないかと思う。教育委員会がどれだけ支援できているかという評価となるのは、やむを得ないところだろう。

事務局のほうでまとめいただくということなので、それを待ってこちらでまたご意見を出させていただければよいと思う。

内藤委員

昨年度の報告書のまとめを参考とすると、平成21年度の点検・評価を受けてという文言から始めるのがよいのではないかと思った。また、昨年度の31ページの最後の〔まとめ〕の部分は、そのままよいのかもしれないが、平成22年度に向けてというよう

な見出しがよりふさわしいのではないか。

そのまとめのところについて、昨年度のまとめの部分には、新しい事業を来年度重点的に行うという記載があるが、もう少し各課・各係が、教育目標や基本方針に照らし、重点的な事業はこういうことだということを示したほうがよいのではないか。例えば、学力向上ということ挙げるとしたら、それについてはこんなことをやっていくということが、ここでは全然見えない。これまでの議論からも、事務事業の背景にはいろいろな活動が行われていることがわかったが、例えば学力テストを実施した後に、その結果をまとめデータとして出し、学校に渡しているなどということはこの報告書からは見えてこないで、今行っている支援がもう少し見える形の表記があるとよいと思う。昨年度のまとめでは少し簡単すぎるように感じる。

教育長

昨年度は初めて実施したことでもあるので、内藤委員がおっしゃったような意見を踏まえ、まとめていけばよいと思う。

青木委員

前年度を受けてという形になるため、また同じような課題が出てきてしまうという問題があると思うので、前年度を受けて改善した点や継続してより重点的に行った点など、前年度の比較という形を入れた方がよいと思う。

委員長

昨年度、3名の有識者からいただいた意見があり、それを受けて今年度事業を実施したところもあると思うので、指摘を受けて、今年度どのようになったということをごどこかに記載する必要があると私も同様に考える。有識者からただ意見をいただいたという形だけになってしまうと思う。ここ数回の協議で、各委員からも、前向きな意見がたくさん出ているので、それが少しでも現場に反映されていくような、また事務局の努力の跡が見えるような報告書にしたいと考える。

教育長

天沼委員から、教育委員会の重点事業は何かというご指摘があった。今年度の評価は事業の仕分けをしてないためにわかりづらいところがある。今年度については、今から事業の仕分けをするのは難しいので、次年度のときには最重点事業と重要事業などに分けながら実施していくことも必要である。

内藤委員

昨年度の報告書の30ページに、「特記事項の記載内容は次年度以降の事務事業の執行や点検・評価の実施にあたり十分に留意していきたいと考えている」と2行で記載されているが、有識者の意見だけでなく、この会議で議論したことや特記事項で記載されたことを、今度具体的にどうしていくかということもどこかに表れるとよいと思った。

少し話が変わるかもしれないが、以前から事務事業の点検・評価ということは行われ

ていて、このような教育に関する事務の点検・評価という形になったのが昨年度が初めてで今年度が2年目ということだと思うが、事務事業の評価ということにより数値化できる部分を事業から取り出して行っているため、教育長が先ほどおっしゃっていたような学力のことや、方針、重点についてと事務事業の評価の2本立てというような形を考えていかないと、なかなか難しいのではないかと思う。事務事業の具体的な数値となると、このような項目になってしまうと思う。全体をどのような形で評価していくのかということは難しいが、これから時間をかけて検討していかないと、すぐにはできない部分もあると思う。

教育長

区の事務事業評価はすでに始まっていたが、法改正に伴い、教育委員会でも評価をしなければならぬこととなったため昨年度から実施している。教育委員会独自では評価をせず、区の行政評価をそのまま教育委員会の評価とするような区も多い。練馬区では、教育委員会独自で行うこととしたが、評価の仕方は、区との整合性も図らなければならぬため、今のご意見も参考にしながら来年度に向けて検討していきたい。

青木委員

昨年度公表した報告書に対して、区民の方の反響やご意見は何かあったりするだろうか。

庶務課長

ホームページに掲載したり、図書館、各学校、教育委員会等に配布したりして、広く区民の方に周知したところであるが、教育委員会の点検・評価に対する意見があるということは、残念ながらなかった。

委員長

それでは、各委員からさまざまな意見が出たので、事務局でまとめていただき、次回に提出していただきたいと思う。

それでは、この協議案件については、本日はここまでとして次回に継続したいと思うが、それでよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、この案件については「継続」とする。

協議(2) これからの生涯学習のあり方について〔継続協議〕

委員長

続いて、2番目の協議案件である。(2)これからの生涯学習のあり方についてである。この協議案件は、前回の会議において、日程の関係から持ち越しとなった案件である。初めに、資料が提出されているので説明をお願いします。

生涯学習課長

資料の説明(説明要旨) 国、他自治体の生涯学習施策の動き、生涯学習振興行政に関する経緯、練馬区における生涯学習関連施策の取組、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について説明するとともに、現在、教育委員会と区長部局で実施している生涯学習に関する事業例を説明

教育長

今回の協議をするきっかけとなったのは、1月26日付けの資料8の裏に記載があるとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に第24条の2が新たに加わり、教育委員会の職務権限、長の職務権限にかかわらず、地方公共団体の長は、学校における体育に関するものを除くスポーツに関すること、文化財保護に関するものを除く文化に関することについて、長がそのいずれかまたはすべてを管理し、及び執行することができるようになったことである。

区によっては、スポーツや生涯学習関係が区長部局に移管したところが出てきているということである。東京都もかなり早い時期から、スポーツに関することは知事部局で所管している。

委員長

区民にとっては、区長部局なのか、教育委員会なのかということはあまり関係なく、区で実施している事業で、興味があれば、参加しているということであると思う。

現状では、生涯学習に関する様々な事業は、区長部局が行っていたり、教育委員会が行っていたりするため、今後どのような方向でいけばよいかということである。

天沼委員

この協議の案件名は、「これからの生涯学習のあり方について」であるが、漠然としていて意味がわからないところがある。今の説明は、区長部局と教育委員会とで重複している事業などがあり、今後スポーツと文化はどのような方向で進めるべきかという今後の行政のあり方についてであったと思う。一方、区として生涯学習をどのように展開していくかということがあると思う。例えば、区民大学や学校開放、学社連携の問題などをどうするのかということがあると思うが、この場で話し合うべき問題は両方になるのか。

教育長

前者の行政のあり方である。

委員長

もう少し具体的な方向性を示していただいて、話し合いを進めていければと思う。

教育長

まだ移管したわけではないので、これから検討する（仮称）区民大学をどのようなものにしていくかなど教育委員会で検討してもらいたいものはある。

本日の参考資料にもあるように、区の中で、同じような事業を教育委員会と区長部局で行っている実態があり、行政主体が違うところで行っているのだろうかということから検討が始まったのである。教育委員会で所管している事務が区長部局に移管されたとしても、区長部局の1つの部署ですべてを行うことにはならないと思う。縦割りという課題は残ることとなるが、教育委員会とで分かれている現在よりは、より連携が図れるのではないかということである。

様々な課題があり、それらと一緒に整理されるのかは、今のところは何とも言えない。

委員長

そうすると、まだ見通しがはっきりしない中で、現実には次年度の事業がスタートするため、どのようにすれば、区としてよりよい事業を提供できるかという視点で考えていけばよいのではないだろうか。

教育長

生涯学習については、区長部局において一元化を図るといふ区長決定があったため、区長部局から投げかけられたかたちである。そのことについて、教育委員会としての意見をまとめなければならないのである。意見をまとめるに当たっては、論理的に整理していかなければならないため、かなり重い内容となる。

委員長

ただいまの教育長のお話で明確になったところはあると思う。

本日のところはここまでとし、また次回以降に、継続としたいと思うが、それでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、この協議案件については、「継続」とする。

委員長

つぎに、教育長報告に入る。

教育長

本日は、統合準備会の協議経過について、平成22年度学校給食費について、平成21年度練馬区学力調査の研究報告について、(仮称)学校支援センターの整備等についてご報告させていただく。資料は事前にお配りしているので、ご質問等を主体にしていきたいと思う。

委員長

それでは、報告の1番について、願います。

新しい学校づくり担当課長

資料の説明(説明要旨) 統合準備会の協議経過と新校の開校に向けての準備状況を説明

委員長

何かご意見、ご質問はあるか。統合新校開校に向けて順調に進んでいる旨のお話があった。

それでは、つぎの報告を願います。

保健給食課長

資料の説明(説明要旨) 昨年の物価状況の推移等から、平成22年度の給食費については、給食費を値上げすることなく、食材に対する公費による支援を行わず学校給食の運営を行っていくことを説明

委員長

他区の給食費の状況などの詳しいデータもお示しいただきながら説明であった。それでは、報告の3番について、願います。

教育指導課長

資料の説明(説明要旨) 全国学力・学習状況調査の目的、対象、内容等を説明するとともに、学力調査研究委員会において作成した全国学力・学習状況調査の分析および授業提案の内容ならびにその調査結果を各校で授業改善に向けて活用したことを説明

委員長

ご意見等はあるか。

教育長

この報告は重要であるため、次回に、今回の説明と資料をもとに各委員からご意見をいただきたいと思う。

委員長

ただいま教育長から提案があったように、本日は時間の関係等で、この案件について

は次回に改めて扱うということにしたいと思う。

つぎの報告の 番も、重要な案件で、時間がかかるものであるので、次回ということにさせていただきたいと思う。

それでは、報告の 番について願います。

光が丘図書館長

練馬区子ども読書活動推進会議（第4期）の設置について、資料8を提出させていただいた。特に補足説明はない。よろしく願います。

委員長

この報告は、提出していただいている資料のとおりであると思う。その他報告はあるか。

新しい学校づくり担当課長

現在、小中一貫教育校の実施に向けて検討している。中間のまとめの報告会を3月13日土曜日午後2時から大泉学園桜中学校において、保護者や地域の方々を対象に実施する。中間のまとめがまだでき上がっていないので、でき上がり次第、教育委員会にご報告したいと思っている。

以上である。

スポーツ振興課長

日中バドミントンナショナル交流競技会についてご報告させていただく。このたび光が丘体育館において、第6回日中バドミントンナショナル交流競技会が開催されることになった。第1回目が中国で開かれていて、その後日本、中国というように交互に開催し、今回で第6回目である。この大会は、財団法人日本バドミントン協会が主催、主幹が東京都バドミントン協会、練馬区バドミントン協会である。練馬区および練馬区教育委員会では、練馬区体育協会等とともにこれを後援するものである。日時は、平成22年3月27日土曜日、12時試合開始となっている。参加する選手団であるが、日本ナショナルチームが、監督コーチ等を含めて15名、中国も同じく15名を予定しているところである。日本からは、バドミントンのトッププレーヤーが出場すると聞いているところである。観客であるが、区内中学生など210名の招待を含め630名を予定している。また、2月21日号の区報に掲載される予定である。その中では一般等120名募集すると聞いている。区主催の大会ではないが、国際的な大会が区立体育館で開催されるため、ご報告させていただいた。

以上である。

委員長

以上で、第3回教育委員会定例会を終了する。